

(仮称) 新熊谷衛生センター整備事業 実施方針に対する質問への回答

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	1	(7)	ウ 事業期間	「(ア) 設計・建設等期間 (②以降の行程は参考とし、提案を可とする。)」とのことですが、新工場棟の稼働開始以降については事業者側の任意で工事手順を設定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、任意の工事手順の設定にあたっては、解体対象施設の運営及び閉所等の対応に支障が生じないように検討してください。
2	2	第1	1	(7)	ウ 事業期間	「(ア) 設計・建設等期間 (②以降の行程は参考とし、提案を可とする。)」とありますが、令和18年3月末以前を設計・建設等期間の終了時期とする提案が可能という理解でよろしいでしょうか。 その場合、契約工期は「令和9年12月末～令和18年3月末以前の事業者からの提案時期」となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 設計・建設期間の終了時期が、令和18年3月末以前とする提案は可能です。なお、この場合の建設工事請負契約書上の契約工期については、事業者からの提案時期になるものと想定ください。
3	2	第1	1	(7)	ウ 事業期間	「(イ) 運営及び維持管理期間 ②管理棟及び計量棟の運営並びに維持管理」の事業期間について、「前項提案による。」とございますが、あくまで開始時期が提案によるものであり、終了時期(＝令和34年3月末)までの期間は変わらないものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 運営及び維持管理期間の終了時期は令和34年3月末までの期間は変わらないものと想定ください。
4	2	第1	1	(7)	ウ 事業期間	(イ) 運営及び維持管理期間について令和14年4月～令和16年9月までの既設管理棟及び既設計量棟の運営並びに維持管理の詳細は要求水準書にてお示しいただけるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札公告時に公表する運営及び維持管理に係る要求水準書にて示します。
5	3	第1	1	(7)	オ 事業の対象となる業務範囲	②本施設の設計及び建設に関する業務として「土壌汚染対策工事」とありますが、本入札における事業者が行う業務としては「土壌汚染状況調査」までであり、「土壌汚染対策工事」の費用については入札金額には含めないものと理解してよろしいでしょうか。また、契約後の調査結果を踏まえ土壌汚染対策工事が必要となった場合は、当該工事の実施にかかる費用および工期に関して変更契約いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約後に調査結果を踏まえ、土壌汚染対策工事が必要となった場合においては、変更契約を予定していますが、詳細は実施設計の内容によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	3	第1	1	(7)	オ 事業の対象となる業務範囲	②本施設の設計及び建設に関する業務として「解体対象施設の解体工事」とありますが、解体対象施設におけるアスベスト、ダイオキシン類等の汚染範囲が明示された資料については入札公告時にご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、ご提示いただいた資料では予見できない汚染が明らかになった場合は、ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	前段について、解体対象施設の解体工事に係るアスベスト、ダイオキシン類等の調査は事業者側の負担となります。後段について、当該調査により明らかにできなかった場合はご理解の通りです。
7	3	第1	1	(7)	オ 事業の対象となる業務範囲	啓発業務において「行政視察の受付は事業者が行う」とされていますが、事業者の業務は受付のみであり、行政視察における説明・引率等は貴市が主体であり、事業者は貴市の補助・支援と理解してよろしいでしょうか。 (行政視察では、貴市のごみ処理施策全体や財政など、行政的・政策的な事項に対する質疑応答が多く想定され、事業者のみでは適切な回答が困難な場面が想定されます。)	ご理解のとおりです。 行政視察における本市の行う説明・引率等に事業者は補助・支援を実施いただきます。
8	3	第1	1	(7)	オ 事業の対象となる業務範囲	事業者が行う業務_本施設の運営及び維持管理に関する業務のうち「余熱利用業務（隣地施設（（仮称）アクアピア2）への余熱供給を含む）及び余熱管理業務」とありますが、あくまで本施設内並びにアクアピア2との取り合い点までの余熱利用・管理業務であり、隣地施設（（仮称）アクアピア2）内における、余熱利用・管理業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	8	第2	3	(2)	イ 設計・建設企業の個別の要件	「建屋の設計を担当する設計・建設企業にあっては、建築士法（昭和25 年法律第202号）第23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」とありますが、設計のみを担当する企業については、「建屋の設計を担当する設計企業」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	8	第2	3	(2)	イ 設計・建設企業の個別の要件	「建屋の建設を担当する設計・建設企業にあっては、建設業法（昭和24 年法律第100号）第3 条第1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。」とありますが、建設のみを担当する企業については、「建屋の建設を担当する建設企業」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	8	第2	3	(2)	イ 設計・建設企業の個別の要件	「建屋の建設を担当する設計・建設企業にあっては、建設業法（昭和24 年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、同種施設における解体工事について元請としての実績を有すること。」とありますが、建屋の建設を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は本要件を満たす必要があるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 建屋の建設を複数の者で行う場合、少なくとも代表企業又は設計・建設企業のうち1者が、本要件（同種施設における解体工事の元請としての実績）を満たすこととしてください。
12	9	第2	2	(2)	ウ 運営企業の個別の要件	「廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者をエネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転開始までに配置できること。」とありますが、本条件に該当する経験を有する技術者が限定的であるため、「責任者又はそれに準じる経験を有する者（副責任者等）」として頂けないでしょうか。	提案を可としますが、責任者としての配置にあたり十分な経験（複数年の副責任者経験を有する等）を有し、業務履行に支障が生じないことが確認できることを条件とします。
13	9	第2	3	(2)	ウ 運営企業の個別の要件	現場総括責任者と「一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者」は兼務も可能と認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 現場総括責任者の業務に支障がない場合にあっては、兼務も可能とご認識ください。
14	10	第2	3	(4)	参加資格の確認	「ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。」とありますが、応募者と貴市との協議等を行い、当該参加資格要件を失った企業の代替企業について貴市の承諾を得た場合は、代表企業を除く応募者の構成員又は協力企業の変更をお認め頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	20	別紙3			許認可リスク 第三者賠償リスク 事業中止・延期・遅延リスク 情報流出リスク 設計遅延・設計費の増大リスク 設計変更リスク 工事遅延・工事費の増大リスク 遅延リスク 什器・備品管理リスク 什器・備品更新リスク 業務内容変更リスク 運営及び維持管理費増大リスク 施設損傷リスク	「上記以外の…」の負担者が事業者となっておりますが、貴市と事業者いずれの帰責事由によるものでもない場合、双方がコントロール出来ない範囲を含めて全て事業者がリスクを負うことになってしまうため、事業者の帰責事由によるもののみを事業者負担とし、両者の責によらないリスク負担に関しては協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、「上記以外」とは当該リスク項目に係る上記以外の事由を示すものであり、個別のリスク事象については事業契約書において適切に整理します。

(仮称) 新熊谷衛生センター整備事業 実施方針に対する意見への回答

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1	4	第1	1	(7)	カ 事業者の収入	「委託料は、消費者物価指数等の物価指標に基づき、年に1回改定することができるものとする」とありますが、昨今の世界情勢に伴う急激な燃料・薬品価格の高騰、法定最低賃金等の大幅な引き上げやパンデミック等による景気状況を単一の消費者物価指数のみで適切に反映することは困難です。本事業は20年という長期にわたるため、事業の安定継続を担保すべく、今後の要求水準書や契約書案において、人件費、燃料・薬品費、修繕費といった主要な費目ごとに実態に即した個別の指標を設定し、それらを用いた合理的な委託料改定ルールを導入していただけないでしょうか。	詳細は入札公告時に示しますが、委託料の構成を踏まえ、適切な物価指標を設定することを予定しています。
2	6	第2	2	(1)	表2 募集及び選定スケジュール（予定）	入札説明書に関する質問回答（第2回目）の公表を令和9年5月中旬予定とされておりますが、ご回答の内容によってはそれ以降に提案内容の変更等が発生する可能性がございます。貴市ご回答の内容やご意図を十分に検討し、提案に反映させていただいたうえでの入札書類のご提出とさせていただきたく、第2回の質問受付および公表時期を2週間程度前倒しすること等について、ご検討いただけませんか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に示しますが、入札書類の受付期日の設定を踏まえ、事業者の検討に支障が生じないよう配慮します。
3	8	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	「ただし、本施設での登記は認めない」とありますが、本施設内へのSPCの登記（本店所在地設定）を可能とすることを検討いただけないでしょうか。 （SPCのために市内で別途オフィスを設置する場合、20年間の事業期間を通じて賃料等のランニングコストが継続的に発生するため、運営委託費（ひいては貴市の財政負担）に反映されることになります。本施設内への登記を認めていただくことで、これら不要な固定費を削減することができます。）	ご意見として承ります。
4	20	別紙3			物価変動リスク	昨今の世界情勢による物価上昇が継続された場合、今後スライド条項に基づいた工事請負代金額の変更を申請することが想定されます。募集及び選定スケジュール（予定）において、入札公告（令和9年2月上旬）から本契約締結（令和9年12月下旬）までの期間が約11ヶ月と長期間となっており、その間の賃金水準又は物価水準の変動を反映させるため、「廃棄物処理施設建設工事等」の入札・契約の手引き」にもありますように、スライド条項適用の起算日は入札公告時点とすることをご検討いただきますようお願いいたします。 （入札公告（令和9年2月上旬）から本契約締結（令和9年12月下旬）までの期間の物価上昇のリスク費を見込む必要がなくなり、事業費低減に寄与できると考えます。）	ご意見として承ります。